第五十五条　第二条の表五十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務　当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

［イ～ト　略］

チ　在留カード関係情報

リ　特別永住者証明書関係情報

［二～四　略］

五　公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報、生活保護実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

［六　略］

七　公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びへからリまでに掲げる情報

八　公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトからリまでに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

九　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びへからリまでに掲げる情報

十　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトからリまでに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

十一　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからホまで及びトからリまでに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

第五十七条の二　第二条の表五十五の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格又は国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する情報

［略］

ロ　当該申請に係る者に係る道府県民税、市町村民税又は森林環境税に関する情報

ハ　当該申請に係る者に係る国民健康保険税に関する情報

ニ　当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ　当該申請に係る者に係る住民票関係情報

ヘ　［略］

第五十五条　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］

［新設］

［二～四　同上］

五　公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［六　同上］

七　公営住宅法第二十九条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、へ及びトに掲げる情報

八　公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

九　公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務　当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、へ及びトに掲げる情報

十　公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

十一　公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

第五十七条の二　［同上］

一　［同上］

［新設］

イ　［同上］

ロ　当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

［新設］

［新設］

ハ　［同上］